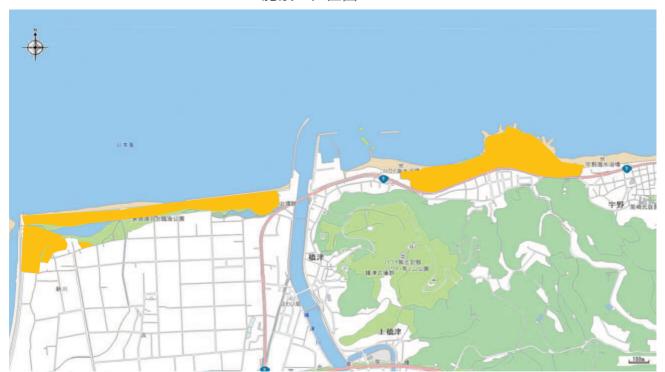
## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)

# Park-PFI 事業者・指定管理者募集要項 添付資料

- (1) 施設の位置図(資料1)
- (2) 施設概要一覧(資料2)
- (3) 許可施設一覧(資料3)
- (4) 料金表(資料4)
- (5)都市公園減免事項(資料5)
- (6) 施設の入園者数実績(資料6)
- (7) 収支状況(資料7)
- (8)修繕実績(資料8)
- (9) 鳥取県都市公園条例(資料9)
- (10) 火災保険対象施設一覧(資料10)
- (11) 東郷湖羽合臨海公園パークビジョン(資料11)
- (12) 施設の詳細平面図(資料12)
- (13) 保安林区域図(資料13)
- (14) 電気、給水・散水、下水の管路図及び写真(資料14)
- (15) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (はわい長瀬地区及び宇野地区) 整備・運営事業公募設置等指針 (資料 15)
- (16) 個人情報等の取扱いに係る特記事項(資料16)
- (17) 個人情報等の取扱いに係る特記仕様書(資料17)
- (18) 別添様式「安全管理措置に係る報告兼届出書」(資料 18)
- (19) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (はわい長瀬地区及び宇野地区) 管理業務仕様書(資料 19)

# 施設の位置図



とっとりWebマップより 日本海エリア

都市公園として供用している箇所

宇野地区 (11.6ha) ※うち人エリーフ部 1.1ha 除く



都市公園として供用している箇所

便所、駐車場

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)施設概要一覧

地区名	施設名	区名	数  量	備考
			223, 000m²	
はわい長瀬地区	自転車歩行車道(倉 吉東郷自動車道) 駐車場	長瀬地区	(9,800㎡) 2か所	東側 45 台、西側 9 台
	便所		2 棟	・東側 鉄筋コンクリート造1階建て 建築面積 (男女用便所) 14.25 ㎡ (多目的便所) 10.49 ㎡ ・西側 鉄筋コンクリート造1階建て 建築面積 42.50 ㎡
	遊具広場 芝生広場 展望台(東屋)		5 0 0 m <sup>2</sup> 2か所 1か所	※県では、R7 年度に東側便所の 洋式化工事を実施予定。 西側広場は防災ヘリ・ドクター ヘリ離着陸場に指定 西側広場
	R至口(水座) キャンピングセン ター		1 棟	湯梨浜町管理のため指定管理範囲外
宇野地区	駐車場 便所棟 休憩所	区	116,000㎡ 1か所 2棟 1棟	123 台 鉄筋コンクリート造1階建て 建築面積 53.36 ㎡ 鉄筋コンクリート造1階建て 建築面積 215.15 ㎡ ※県では、R7 年度に休憩所内の
	ピクニック広場 東屋 階段式護岸		12,000㎡ 2棟 491m	便所の洋式化及びシャワーの 温水化工事を実施予定
	海岸遊歩道 キャンプ場 炊事棟		658㎡ 5,000㎡ 1棟	海側は立入禁止中 R3 年度までの利用期間:7月、 8月 木造1階建て
	コインシャワー		休憩所内4箇所 (男2、女2) 便所棟1棟当たり4 箇所(男2、女2)	建築面積 42.30 ㎡ 冷水 3分100円 ※県では、R7年度に休憩所便所 の洋式化及びシャワーの温水 化工事を実施予定

## (1)都市公園法第5条の許可施設(設置許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
史跡橋津台場跡解説看板	湯梨浜町長瀬	鳥取県地域社会振興 部文化財局とっとり弥 生の王国推進課	0.72m <sup>2</sup>	令和7年4月1日	令和17年3月31日
自動販売機	湯梨浜町宇野	コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社	1.449 m <sup>2</sup>	令和7年4月1日	令和7年10月31日
自動販売機	湯梨浜町宇野	株式会社戸信	1.485m <sup>2</sup>	令和7年4月1日	令和7年10月31日
自動販売機	湯梨浜町橋津	えびす本郷株式会社	1.53m <sup>2</sup>	令和7年4月1日	令和7年10月31日
自動販売機	湯梨浜町橋津	ダイドーベンディング ジャパン株式会社	1.467m <sup>2</sup>	令和7年4月1日	令和7年10月31日

## (2)都市公園法第5条の許可施設(管理許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
キャンピングセンター	湯梨浜町長瀬	湯梨浜町	304.84m <sup>2</sup>	令和6年4月1日	令和11年3月31日

## (3)都市公園法第6条の許可施設(占用許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可日(最新)	使用満了日
電気通信線路設備(電柱等)設置 (電柱3本、支線8条)	宇野地区	中国電力所長	11本	平成28年3月10日	令和8年3月31日
看板設置(表示看板60cm×45cm)	宇野地区	倉吉警察署	1個	平成31年2月26日	令和10年3月31日
公衆電話所	宇野地区	西日本電信電話株式会社 鳥取支店	1個	令和6年5月22日	令和9年3月31日
公共下水道施設	宇野地区	湯梨浜町	3.00m 1個	令和3年4月1日	令和13年3月31日
電力供給配電線支持物設置	宇野地区	中国電力ネットワーク (株)倉吉ネットワーク センター	1,033.30m	令和3年2月1日	令和8年3月31日
電力供給のための配電線施設の 設置	宇野地区	中国電力ネットワーク 株式会社 倉吉ネット ワークセンター	1,033.30m	令和3年2月1日	令和8年3月31日
看板設置(啓発用看板1基)	長瀬地区	倉吉警察署	1本	平成30年4月1日	令和10年3月31日
電力供給配電線支持物設置(電柱8本、支柱3本、支線2条)	長瀬地区	中国電力所長	13本	平成30年4月1日	令和10年3月31日
文化財説明板の設置	長瀬地区	湯梨浜町	1個	令和6年4月1日	令和11年3月31日
消火栓の設置	長瀬地区	湯梨浜町	1個	令和4年1月24日	令和13年3月31日
電力供給配電線支持物設置	長瀬地区	中国電力ネットワーク 株式会社 倉吉ネット ワークセンター	1,294.70m <sup>2</sup>	令和3年2月1日	令和10年3月31日
ウォーキングコース案内表示板 (標識)の設置	宇野地区	湯梨浜町	1か所	令和2年2月17日	令和11年3月31日

## (4)行政財産使用許可施設

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
電力供給配電線支持物	湯梨浜町橋津	中国電力ネットワーク (株)倉吉ネットワーク センター	電柱1本 支柱1本	令和6年4月1日から 令和11年3月31日ま で
護床ブロック製作・保管ヤード		国土交通省倉吉河川 国道事務所		令和7年4月1日から 令和7年5月30日ま で

## 料金表

### 1 設備利用料金の設定内容

	2		
区	分	単位	金額
宇野地区	シャワー設備	3分間	100 円

<sup>※</sup>減免の実績なし

## 2 行為許可・占用許可に係る利用料

<u>4 11 何 可 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	用計りに係る利用科			
			使用料	
			金智	額
	区分	単位	非課税とされる公	非課税とされる
			園施設の設置等	公園施設の設置
				等以外の設置等
都市公園法第	集会、展示会その他	1平方メート	3 円	4円
6条第1項又	これらに類する催	ルにつき1日		
は第3項の許	しのため設けられ			
可	る仮設工作物			
都市公園条例	物品の販売その他	1人につき1		410円
第7条第1項	の営業	日		
又は第2項の	集会、展示会その他	1平方メート		4円
許可	これらに類する催	ルにつき1日		
	L			

## 備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び同法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の使用料の額が 100 円未満である場合における当該使用料の額は、100 円とするものとする。

#### (参考)シャワー利用料収入実績

(円)

,	/ ~ / ~ //////	イエスノくノへが見				(11)
	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収入	90, 600	81, 400	57, 700	35, 400	0

<sup>※</sup>シャワー設備は7月、8月のみ利用可能

なお、近隣の海水浴客等が利用するため、令和4年度においてはシャワー設備を利用可能 としていた。

<sup>※</sup>海岸護岸の崩壊により、令和4年度以降キャンプ場の利用を停止している。

## 都 市 公 園 減 免 事 項

## 第1 有料公園施設利用料の減免

- 1 有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。
- (1) 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。 (ただし、営利を目的としないものに限る。)
  - (例)都市緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等
- (2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。 (ただし、営利を目的としないものに限る。)
  - (例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等
- (3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等。 (ただし、入場料又はこれに類するものを徴収しないもの、営利を目的としないものに限る。) (例) 講演会、講習会等
- (4) 学校(大学を除く)、専修学校、保育所又は小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。 (ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)
- (5) 下記に該当する者が利用するとき。

(ただし、専用利用する場合は、入場料及びこれに類するものを徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的としないものに限る。)

- ①下記の者及びその介護者
  - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 児童相談所長又は知的障害者更正相談所長が知的障がい者(児)として証明した者及び知事から障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者
  - オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者
  - カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒 として認め、証明書を交付した者
  - キ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき。
- ②70歳以上の者(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- ③介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者
- (6) 生徒等が主体となって専用利用するとき。

(ただし、県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上で、利用日(利用が2日以上にわたる場合は初日)の6日前から利用日までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。)

(対象となる例)

生徒等が直接申込みを行って専用利用する場合のほか、親子スポーツ活動、高校生と社会人の対外試合、高校生文化交流会など

(対象とならない例)

競技団体主催の大会、高体連専門部主催の大会

- (7) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの。
- (8) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。 (ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。)
- 2 第1の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。 ただし、以下に掲げるものについては、それぞれに定める減免率とする。
- (1) 1の(3)の場合
  - ①全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10
  - ②郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2
- (2) 1の(5)の場合
  - ①個人で利用する場合 10/10
  - ②団体等で利用する場合は、利用者の中に1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合は10/10、1/2未満の場合は1/2
- 3 1の(4)の場合を除き、1及び2の規定に関わらず、冷暖房及び器械・器具の利用により加算される利用料金(夜間照明を含む)、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明をしたときに加算される利用料金については減免しないものとする。

## 第2 行為許可・占用許可に係る利用料の減免

- 1 行為許可及び占用許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。
- (1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき
  - (例)都市公園緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等
- (2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき
  - (例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等
- (3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき
  - (例) 講演会、講習会等
- (4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体(公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。)が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの(当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするも

- の、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。) を開催するために利用するとき。
- (5) とっとり県民の日(9月12日)並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、集会、展示会その他これらに類する催しを行うとき(とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。)
- 2 第2の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。 ただし、小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が講習会等を開催するために利用する場合は、それぞれ当該各号に定める減免率とする。
- (1) 全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10
- (2) 郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

## 施設の入園者数実績

資料6

(単位:人)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
宇野キャンプ場	594	676	231	634	820	0	0	0
日本海エリア 一般利用	55,940	63,550	62,620	46,410	42,229	42,495	61,605	1
合計	56,534	64,226	62,851	47,044	43,049	42,495	61,605	_

<sup>※</sup>キャンプ場は海岸護岸の崩壊により令和4年度から利用を停止している(海岸護岸の復旧工事は令和7年3月に完了)

## 収支状況

(単位:千円)

				(単位∶千円) 
区分	番号	項目	令和6年度実績(県直営管理)	備考
収入				
	1	施設利用料収入	0	
	2	自動販売機収入	951	
	3	参加料収入	0	
	4	雑収入	0	
	5	売店営業収入	0	
		合計	951	
	Α	職員人件費	3,913	
		給料		
		職員手当	0,510	
		福利厚生費		
		共済費		
		<b>賃金</b>		
		X ==		
	В	臨海公園維持管理費	20,421	
	1	賃金		
	2	報償費		
	3	旅費交通費		
	4	消耗品費		
	5	燃料費		
	6	食糧費		
支出	7	印刷製本費		
	8	広告宣伝費		
	9	光熱水費	797	
	10	修繕費	657	
	11	通信運搬費		
	12	手数料		
	13	保険料		
	14	委託料	4,692	清掃、遊具点検、松くい虫防除業務
	15	使用料及び賃借料		
	16	負担金		
	17	租税公課		
	18	植栽管理費	14,275	
	19	雑損失		
	20	工事請負費		
	21	交際費		
		支出合計 A+B	24,334	

修繕実績 資料8

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
宇野キャンプ場男子トイレ照明灯不点灯修繕	8, 208	宇野トイレ シャッター錠修繕	32, 400	宇野男子トイレ等ガラスプロック修繕	78, 100
宇野女子トイレタンク及び給水パイプ修理	79, 920	宇野公園 設置テーブル改修工事	199, 800		
宇野キャンプ場女子トイレ等照明不点灯取替工事	122, 040	宇野駐車場 トイレ棟シャッター修理	313, 200		
宇野トイレ等照明器具破損取替工事	62, 640				
橋津駐車場トル電源停電修繕	15, 660				
宇野公園 トル照明不点灯修繕	6, 588				
合計	295, 056	合計	545, 400	승計	78, 100

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
新川公園トイレ点検口取替	67, 100	宇野キャンプ場トイレ壁修復修繕	16, 500	宇野多目的トイレドア修繕	71, 500
宇野キャンプ場トイレ鍵修繕	19, 800	橋津公園トイレ修繕	24, 200	新川トイレ照明タイマー修繕	17, 490
橋津公園屋外水栓破損修理	35, 200	新川公園止水栓修理	39, 600	長瀬多目的トイレ照明修繕	14, 190
		宇野キャンプ場女子トイレシャッター修繕	33, 000	長瀬小便器修繕	20, 900
合計	122, 100	合計	113, 300	合計	124, 080

令和5年度		令和6年度 ※直営管理のため県が実	施
内容	金額(円)	内容	金額(円)
トイレ棟シャッター修繕	13, 200	宇野コンセント修繕	7, 700
		宇野小便器修繕	39, 600
		宇野漏水修繕	82, 500
		宇野ガラス修繕	160, 600
		新川屋外水栓取替	9, 350
		長瀬給水管布取替	310, 200
		長瀬給水管漏水調査・多目的トイレタンク修繕	46, 200
合計	13, 200	) 合計 65	

## ○鳥取県都市公園条例

昭和54年10月20日 鳥取県条例第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

- 第1条の3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。
- 2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

- 第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。
- 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(運動施設の設置基準)

第1条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条第1項の条例で定める割合は、100分 の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

- 第1条の6 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第 2のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(管理の原則)

第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI(法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。)の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(行為の禁止)

- 第2条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
  - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
  - (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
  - (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
  - (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (6) たき火をすること。

- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で 知事が定めるもの

## (指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の 団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第3に掲げる公園(以下 「指定管理者管理公園」という。)ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定 管理者管理公園の管理に関する業務(次に掲げる業務を除く。)を行わせることができる。
  - (1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの権限(法の規定による公園管理者の権限を含む。)に属する業務
- 2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物(当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであって、定型的なものに限る。)に係るものに限るものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設(以下「指定管理者管理公園施設」という。)について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定(以下「追加指定」という。)して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務(第1項各号に掲げる業務を除く。)を行わせることができる。
  - (1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの
  - (2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの(法第5条第1項の許可を受けたものを除く。)

## 第4条 削除

#### (指定管理者の管理の期間)

- 第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間(パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあっては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間)とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。
- 2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

## (指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

- 第6条 指定管理者管理公園(追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。)の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 指定管理者管理公園の休園日(追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

#### (行為の制限)

- 第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。
  - (1) 物品の販売その他の営業を行うこと。
  - (2) 物品を頒布すること。
  - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
  - (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところによ

- り、知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。
- 3 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の 管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

### (有料公園施設の利用の許可)

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設 (以下「有料公園施設」という。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。)又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
- 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

## (許可の特例)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

#### (措置命令等)

- 第10条 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
- 3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令 に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

#### (利用許可の取消し)

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
  - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
  - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
  - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

#### (公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

- 第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」とい
    - う。) の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
  - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用をする者が当該占用の目的に付随して行うもの

(使用料)

- 第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者(法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。)又は第7条第1項若しくは第2項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。
- 2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、 使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

- 第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可(知事の許可を除く。)に係る都市公園の占用、第7条 第1項若しくは第2項の許可(知事の許可を除く。)に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させ る。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(監督処分)

- 第17条 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
  - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。
  - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
  - (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
  - (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。
  - (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
  - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

- 第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。) の名称又は種類 並びに形状及び数量
  - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
  - (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

- 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、

規則で定める場所に掲示すること。

- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
  - (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
  - (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
  - (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
  - (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。
  - (5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第4章 雑則

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園 予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 第2条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
  - (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
  - (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者
- 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を 科する。
- 第27条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和57年条例第22号) この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第42号で昭和57年8月1日から施行)

附 則(昭和59年条例第10号)

この条例中別表第4の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和59年4月1日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和59年規則第43号で別表第1の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分及び別表第4の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分は昭和59年5月3日、第3条の2第1項の改正規定、別表第1の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第1補助競技場及び第2補助競技場に関する部分並びに別表第4の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第1補助競技場及び第2補助競技場に関する部分は昭和59年5月25日から施行)

附 則 (昭和61年条例第24号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第11号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第23号)

この条例は、平成2年10月7日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第4の1の2の改正規定及び同表の1の備 考の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成7年規則第37号で平成7年4月14日から施行)

附 則(平成7年条例第15号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条及び別表第3の改正規定並びに次項の 規定は、平成7年4月1日から施行する。

(平成7年規則第38号で平成7年4月1日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 1 別表第4の1の備考2の改正規定中「若しくは第1補助競技場」を「、第1補助競技場若 しくはテニスコート」に改める部分 平成7年4月14日
- 2 第 11 条の改正規定及び別表第 4 の次に 1 表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん 広場に関する部分 平成 7 年 4 月 20 日
- 3 別表第1の改正規定、別表第4の1の1の表の改正規定及び別表第4の1の備考2の改正 規定中島取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成7年5月13日
- 4 第8条の改正規定及び別表第1の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成7年7月29日)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第16条中第17条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、第20条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(協行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 33 号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 49 号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成 15 年条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第63号)

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 109 号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年12月17日)

附 則 (平成 16 年条例第 79 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2並びに別表第1及び別表第4の改正については、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 80 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し 必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年条例第 53 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお 従前の例による。

附 則 (平成 21 年条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 62 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平 31 条例 22·一部改正)

附 則(平成31年条例第22号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

附 則(令和2年条例第60号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

区分	割合
1 次に掲げる公園施設である建築物	100 分の 10
(1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設	
(2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設	
(3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設	
(4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性	
貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又	
は延焼防止のための散水施設	
(5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物(1の項に規定	100分の2
する建築物を除く。)	

## 別表第2 (第1条の6関係)

#### 1 園路及び広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。
  - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。
  - ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の 状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。
  - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別 の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
  - ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
  - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。
  - エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
  - キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 セン チメートル以上とすることができる。
  - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
  - ウ 横断勾配は、設けないこと。
  - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - オ 高さが 75 センチメートルを超えるスロープにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに 踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。
  - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
  - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行う ために、点状ブロックを敷設すること。
  - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック (床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、 かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをい う。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止する ための設備が設けられていること。
- (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成 20 年鳥取県条例 第 2 号)第 19 条の規定に適合するものであること。

## 2 屋根付広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
  - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

## 3 休憩所及び管理事務所

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
  - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
  - ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に 開閉して通過できる構造のものとすること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。

#### 4 駐車場

- (1) 専ら自動二輪車(側車付きのものを除く。)のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に 50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

#### 5 便所

- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。
  - イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の 理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

- ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標 識を設けていること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に 開閉して通過できる構造のものとすること。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
- (4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓(以下「特定水栓」という。)を設けること。
- (5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。
- (6) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の 円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。
  - ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。
    - (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - (ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
    - (エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が 容易に開閉して通過できる構造のものとすること。
  - イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
  - ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。
  - エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。
  - オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。
- (7) 男子用小便器を設ける場合は、床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第 17 条の規定に適合するものであること。
- 6 水飲場及び手洗場
  - (1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き 150 センチメートル以上、幅 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。
  - (2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。
  - (3) 特定水栓を設けること。
- 7 掲示板及び標識
  - (1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
  - (2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。
  - (3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

#### 別表第3(第3条関係)

(昭 59 条例 10・全改、平 2 条例 23・平 6 条例 9・平 7 条例 15・平 10 条例 9・平 12 条例 133・平 15 条例 36・平 16 条例 79・平 17 条例 80・一部改正、平 24 条例 62・旧別表第 1 繰下)

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (藤津地区、浅津地区及び南谷地区)
- 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)
- 4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)

## 別表第4 (第12条関係)

/////////////////////////////////////					
区分	申請者の記載事項				
法第5条第1項の条公園施設を設けようとする場合	1 設置の目的				
例で定める事項	2 設置の期間				
	3 設置の場所				
	4 公園施設の構造				
	5 公園施設の外観				
	6 公園施設の管理の方法				
	7 工事の実施方法				

	8 工事の着手及び完了の時期 9 都市公園の復旧方法 10 その他参考となるべき事項
公園施設を管理しようとする場	1 公園施設の種類及び場所
合	2 管理の目的
	3 管理の期間
	4 管理の方法
	5 その他参考となるべき事項
許可を受けた事項を変更しよう	当該変更に係る事項
とする場合	
法第6条第2項の条例で定める事項	1 占用物件の外観
	2 占用物件の管理の方法
	3 工事の実施方法
	4 工事の着手及び完了の時期
	5 都市公園の復旧方法
	6 その他参考となるべき事項

別表第5(第14条関係)

別表第5(第14多		1	t to be dut		
	区分	使用料			
		単位	金	:額	
			非課税とされる公園	非課税とされる公園	
			施設の設置等	施設の設置等以外の	
				設置等	
法第5条公園施設	の設置	1平方メートルにつき	1,050円		
第1項の		1年		_,,	
許可 公園施設	通勤等のための駐	1平方メートルにつき	使用の許可を受ける	者の受益の程度 近	
の管理	車場として管理す		傍類似の土地の賃貸		
7日生	る場合	1 /7	が別に定める額	付守を朝来して加尹	
	その他の場合	1平方メートルにつき	か別に足める領	1 200 III	
	ての他の場合			1,380 円	
VI ble a b TIV v	<b>元D</b> - 上始世、)	1月			
	電柱の支線若しく	1本につき1年	1,500円	1,650 円	
第1項又は支柱					
は第3項送電塔		1平方メートルにつき	900 円	990 円	
の許可		1年			
共架電絲		長さ1メートルにつき	6 円	7円	
る線類		1年			
水道管、	外径が 0.1 メート	1年 1メートルにつき1年	75 円	82 円	
下水道	ル未満のもの				
管、ガス	外径が 0.1 メート	1メートルにつき1年	110 円	121 円	
管その他		17 17 (0 2 0 1 1	110   1	121   1	
	トル未満のもの				
類するも		1メートルにつき1年	150 円	165 円	
<b>か</b>	トル以上 0.2 メー		130 🗇	100 🗇	
	トル未満のもの		200 17	000 ⊞	
		1メートルにつき1年	300 円	330 円	
	ル以上 0.4 メート				
	ル未満のもの				
		1メートルにつき1年	760 円	836 円	
	ル以上1メートル				
	未満のもの				
	外径が1メートル	1メートルにつき1年	1,370円	1,507円	
	以上のもの				
	ハンドホール又は	1個につき1年	3,370円	3,707 円	
	マンホール			,	
郵便差片		1個につき1年	460 円	506 円	
箱	7日八15日日以上日		100   1	000   1	
不日		<u> </u>			

公	衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,650円
集	会、展示会その他これら	1平方メートルにつき	3円	4円
12	類する催しのため設けら	1 日		
れ	る仮設工作物			
標	識	1本につき1年	1,500円	1,650円
そ	の他のもの	1平方メートルにつき	1,050円	1, 155 円
		1年		
		1平方メートルにつき	3円	4円
		1 日		
第7条第物	品の販売その他の営業	1人につき1日		410 円
1項又は集	会、展示会その他これら	1平方メートルにつき		4円
第2項のに	類する催し	1 日		
許可				

## 備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び 法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108 号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占用の期間が1年未満であるとき、又はこれらの期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、公園施設の管理の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 4 一件の使用料の額が 100 円未満である場合における当該使用料の額は、100 円とするものとする。

資料10

## 火災保険対象施設一覧

番号	施設名称	所在地	構造	取得年月日	棟数	面積(㎡)
1	炊事棟	湯梨浜町宇野	W1F	平成2年度	1	42.30
2	キャンピングセンター	湯梨浜町長瀬	RC1F	昭和57年度	1	223.46

<sup>※</sup>宇野地区休憩所は令和7年度中に加入予定